

土下座まつり 拝観ツアー

お申込期限：10月7日(金)

FAX申込用紙 FAX(0867) 72-1188

■土下座まつり拝観ツアーのお申込みの流れ

- ①お客様は、お電話・FAXでお申込み下さい。
- ②FAXでお申込みの方は下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX願います。
お電話でお申込みの方は、新見市観光協会までご連絡下さい。
その際参加者全員のお名前・ご住所・ご連絡先をお尋ね致します。
- ③旅行代金のお支払いは10月7日(金)までに指定の銀行口座へお振込みまたは新見市観光協会へご持参願います。
- ④旅行代金の確認後、参加証(予約番号)をお渡し致します。旅行当日、参加証をご持参願います。

参加申込書		令和	年	月	日
氏名 (ご年齢)	住所・連絡先・メールアドレス	備考			
(歳)	〒 TEL: Email:				
(歳)	〒 TEL: Email:				
(歳)	〒 TEL: Email:				
(歳)	〒 TEL: Email:				

**ワクチン・検査パッケージ
適用ツアー**

参加条件
①または②のいずれか、および
③の内容を証明いただけます。

①ワクチン2回接種済み、接種日から14日以上経過していること②出発日の3日前以降に採取した検体によるPCR検査または抗原定量検査の結果が陰性であること(PCR検査及び抗原定量検査の費用はお客様負担となります)③ご出発受付時に本人を確認する書面などの提示が可能であること上記①から③に加え、当協会感染防止対策にご協力いただけること※参加条件は、今後の状況により変更させていただく場合がございます。予めご了承下さい。

**旅を楽しむ
6つの安心**

感染防止に向けた 当協会の取り組み	検温の実施	バスの 衛生管理	安心施設の 利用	乗務員は マスク着用	フィジカル ディスタンス	お客様への お願い
----------------------	-------	-------------	-------------	---------------	-----------------	--------------

旅行条件 (要旨)

- 1) 募集型企画旅行契約 (1) この旅行は (一社) 新見市観光協会 (以下「当協会」という) が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。(2) 募集型企画旅行契約の詳しい内容・条件は別途お渡しする旅行条件書にてご確認ください。
- 2) 旅行の申込み 所定の参加申込書に所定の事項を記入の上、申し込みください。また当協会は、電話・FAX による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、旅行代金を10月7日(金)までに指定の銀行口座へお振込みまたは当協会 (新見市観光案内所) へご持参ください。この期間内にお申込書と旅行代金のお支払いをされない場合は、当協会は予約がなかったものとして取り扱います。
- 3) 旅行代金に含まれるもの 旅行代金には、各コース毎に記載された交通費、体験料、入館料が含まれます。
- 4) 旅行内容の変更 料金が 6 項目に定める基準日以降に改定された場合は旅行代金を変更することがあります。この理由以外の場合は旅行代金の変更は一切いたしません。
- 5) 取消料等 旅行契約成立後、お客様が都合で契約を取り消される場合には旅行代金に対してお一人につき下記の利率で取消料をいただきます。但し、契約解除のお申出をされた当協会の営業時間内とします。営業時間終了後に着信した FAX、E メール等は翌営業日の受付となります。

取消日	11日前まで	10日前 ～8日前	7日前 ～2日前	旅行開始日 の前日	旅行開始日 当日	旅行開始後の解除 及び無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の 10%	旅行代金の 20%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

6) 基準日 この旅行条件は、2022年6月01日を基準としています。又、旅行代金は、2022年9月01日現在の有効な運賃、規則を基準としています。

お問い合わせ・お申し込み

一般社団法人新見市観光協会 岡山県新見市西方 472-10
営業時間 9:00 ~ 17:00

TEL ☎ 0867-72-1177
FAX ☎ 0867-72-1188

旅行企画・実施 岡山県知事登録旅行業 地域限定-424号 一般社団法人 全国旅行業協会正会員
一般社団法人 **新見市観光協会** 〒718-0017 岡山県新見市西方472-10
ホームページ <https://www.city.nimi.okayama.jp/kanjoku/>
総合旅行業務取扱管理者/可児利昭
募集型企画旅行実施可能区域 / 新見市・真庭市・高梁市(岡山県)、庄原市(広島県)
日野郡日野町・日南町(高知県)
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。